

「日本助産師会継続教育ポイント制度」の制定について

助産師は、「助産師の声明」にもあるように、専門職業人として、自ら研鑽し助産師としての資質を高める責任を有する。日本助産師会では、本会が開催する、もしくは継続教育として適当であると認めた研修会を受講することを、その責務遂行指標の1つとしたい。

具体的な方法としては、「日本助産師会継続教育ポイント制度」を制定し、会員が研修会を受講した際には、制度規定に沿って受講認定ポイントを発行する。1年間において、獲得することが必要なポイント数に見合う研修会を受講することを会員各自の目標とする。また、5年間連続して年間必要ポイントを獲得した者については、「継続教育受講励行者」として、認定証を授与する。

この制度は、本会が、専門職能団体として助産師の資質向上を目指すための具体的一方策を社会および会員に提示することになると考える。

ポイント認定方法

1. 半日（3時間）の受講で1ポイントが受領できる

（半日受講を1ポイントとする。通常1日の受講で2ポイントとなる）

2. 1年間の必要ポイントは8ポイントで、内訳は以下のとおりである。

1) 安全対策に関する講習は、1年間に2ポイント以上を取得。

（根拠：「助産所の安全管理基準」 1. 3）安全管理者の任務③年1回以上、医療品取り扱い、院内感染防止等の安全に関する研修会に参加させる）

2) その他の研修については、1年間で6ポイント以上を取得。

（根拠：「助産所の安全管理」 3. 5）助産師の質の向上③1年間2回以上、外部の研修に出かけ知識を取り入れる）
年2回2日間の研修会に参加すると1回の講習につき4ポイント、2回の研修会で8ポイントを取得ができる。

うち、1日間が安全対策に関するものであったとしてもその他の研修として得られるポイントは6ポイントである。
ポイントの有効期間は、1年間である。

会員は、毎年必要ポイント数を得るために研修会を受講し、新たな知識を獲得していく必要がある。

3. ポイントが得られる研修

1) 安全対策に関する研修

- ①日本助産師会本部が開催する研修会
- ②各地区で行う地区研修会で開催する研修
- ③支部で開催する研修会
- ④他団体で日本助産師会教育委員会が認めた団体の安全対策に関する研修会

2) その他の研修

以下については、ポイントを認定する研修として、上記とともに年度始めに会員に提示する。なお、

④、⑤の研修会のポイントは年に2ポイントまで認定する。

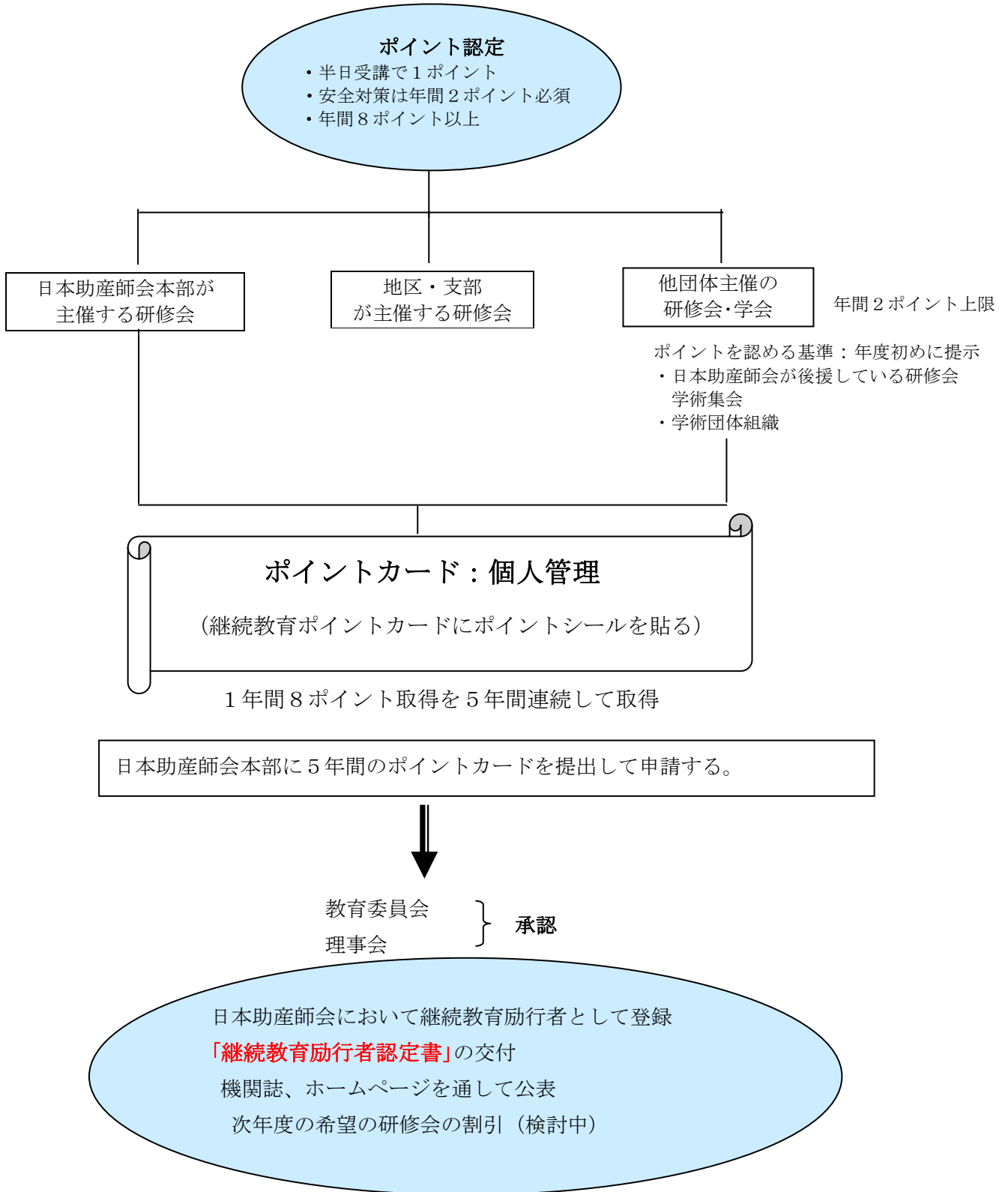
- ①日本助産師会本部が開催する研修会
- ②各地区で行う地区研修会で開催する研修
- ③各支部が開催する研修会

次年度の研修計画を前年度に提出し、認定を受けた研修会について、ポイントを認める。

- ④他団体が開催する研修会のうち、日本助産師会が後援する団体の研修会や学術集会
- ⑤学術団体（学会組織）が開催する研修で、教育委員会がポイントを認定することが適切であると認めたもの

「日本助産師会継続教育ポイント制度」の概略

専門職能団体として、助産師の資質向上を目指すための具体的方策を社会および会員に提示すること
助産師としての自己研鑽で責務遂行



*注) 地区研修・支部研修会のポイントについては、各支部に確認してください。